

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-ビルクリーニング分野の基準について-」の一部改正について

令和8年8月 28 日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-ビルクリーニング分野の基準について-」について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当 ページ (改 正 後)	改正箇所	現行	改正
1	P.1	前文 ○1つ目	○ 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、ビルクリーニング分野についても「ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「「ビルクリ	○ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項において、法務大臣は基本方針にのっとり、分野所管行政機関の長等と共同して、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針を定めなければならない旨規定されています。これを踏まえ、ビルクリーニング分野においては、「ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針」（令和 8 年 1 月 23 日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）が定められました。

			ーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」（平成 30 年 12 月 25 日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。	
		○ 2 つ目 ○ 3 つ目	○ また、法第 2 条の 5 の規定に基づく、特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成 31 年法務省令第 5 号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令（平成 2 年法務省令第 16 号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、ビルクリーニング分野についても、出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づきビルクリーニング分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準（平成 31 年厚生労働省告示第 67 号。以下「告示」という。）において、ビルクリーニング分野固有の基準が定められています。 ○ 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。	○ また、法第 2 条の 5 の規定に基づく、特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成 31 年法務省令第 5 号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令（平成 2 年法務省令第 16 号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野に特有の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、ビルクリーニング分野についても、出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づきビルクリーニング分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準（平成 31 年厚生労働省告示第 67 号。以下「告示」という。）において、ビルクリーニング分野固有の基準が定められています。 ○ 本要領は、告示の基準等、運用上の細目及び留意事項を定めることにより、ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。
2	P. 3	目次	（新設）	目次

				第1 特定技能外国人が従事する業務 4 第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等 7 第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 13 第4 上陸許可に係る基準 17 第5 育成・キャリア形成プログラム 19
3	P.4	第1 特定技能外国人が従事する業務 【関係規定】 分野別運用方針（抜粋）	【関係規定】 分野別運用方針（抜粋） 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 （1）特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3（1）ア及び（2）アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分（3（1）ア関係）（1号特定技能外国人） 建築物内部の清掃 イ 試験区分（3（2）ア関係）（2号特定技能外国人） 建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務	【関係規定】 分野別運用方針（抜粋） 第二 特定技能制度に関する事項 2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項 （1）業務区分及び特定技能外国人が従事する業務 ビルクリーニング分野において設定する業務区分及び当該業務区分において従事する業務は、それぞれ次のア及びイに定めるとおりとする。 なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：建築物と構造上一体と見なせる部分の清掃作業等）に付随的に従事することは差し支えない。 ア 1号特定技能外国人 業務区分：ビルクリーニング 従事する業務：建築物内部の清掃 イ 2号特定技能外国人 業務区分：ビルクリーニング

				従事する業務：建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務
4	P.5	分野別運用要領（抜粋）	分野別運用要領（抜粋） 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 特定技能外国人が従事する業務 ビルクリーニング分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えない。 （1）1号特定技能外国人 運用方針3（1）アに定める試験及び運用方針5（1）アに定める業務に従い、上記第1の1（1）の試験合格により確認された技能を要するものであって、多数の利用者が利用する建築物（住宅を除く。）の内部を対象に、衛生的環境の保護、美観の維持、安全の確保及び保全の向上を目的として、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行い、建築物に存在する環境上の汚染物質を排除し、清潔さを維持する業務をいう。 （2）2号特定技能外国人 運用方針3（2）アに定める試験及び運用方針5（1）イに定める業務に従い、上記第1の1（2）の	（削除）

			いずれかの試験合格及び実務経験により確認された技能を要するものであって、多数の利用者が利用する建築物（住宅を除く。）の内部を対象に、衛生的環境の保護、美観の維持、安全の確保及び保全の向上を目的として、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行い、建築物に存在する環境上の汚染物質を排除し、清潔さを維持する業務に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務のほか、同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務をいう。	
5	P.5	【業務内容】 ○1つ目 ○2つ目	【主たる業務】 ○ ビルクリーニング分野において受け入れる特定技能外国人のうち、1号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務、2号特定技能外国人は当該分野に属する熟練した技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。 (新設)	【業務内容】 ○ ビルクリーニング分野において受け入れる特定技能外国人のうち、1号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務、2号特定技能外国人は熟練した技能を要する業務に従事することが求められるところ、分野別運用方針により定められた試験等の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。 また、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：建築物と構造上一体と見なせる部分の清掃作業等）に付随的に従事することは差し支えありませんが、専ら関連業務に従事することは認められません。 ○ 一般的には、その清掃作業が、例えば業務内容・技能等の近接性などを有する場合であって、『建築物内部の清掃』に従事する日本人が通常従事する業務で付随的に

		○3つ目	(新設)	従事するもの」であれば、関連業務としての従事が可能です。なお、ジョブディスクリプション（職務記述書）の「想定される関連業務」は例示であり、その他の関連業務への従事の一切を禁止するものではありません。
		○4つ目	(新設)	○ 同じ清掃業務であっても、例えば住宅の内部の清掃（いわゆるハウスクリーニング）のように、個人の責任の下で維持管理される空間を対象とするものについては、関連業務には該当しません。
		○5つ目	(新設)	○ 1号特定技能外国人 分野別運用方針第二1（1）アに定める試験及び分野別運用方針第二2（1）アに定める業務に従い、第二1（1）アの試験合格により確認された技能を要するものであって、多数の利用者が利用する建築物（住宅を除く。）の内部を対象に、衛生的環境の保護、美観の維持、安全の確保及び保全の向上を目的として、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行い、建築物に存在する環境上の汚染物質を排除し、清潔さを維持する業務を言います。
				○ 2号特定技能外国人 分野別運用方針第二1（2）ア（ア）に定める試験及び分野別運用方針第二2（1）イに定める業務に従い、第二1（2）ア（ア）のいずれかの試験合格及び第二1（2）ア（イ）に定める実務経験により確認された技能を要するものであって、多数の利用者が利用する建築物（住宅を除く。）の内部を対象に、衛生的環境の保護、美

				観の維持、安全の確保及び保全の向上を目的として、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行い、建築物に存在する環境上の汚染物質を排除し、清潔さを維持する業務に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務を言います。
6	P.6	【関連業務】	【関連業務】 ○ また、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません（注）。 （注）専ら関連業務に従事することは認められません。	（削除）
7	P.6	【相談窓口】	【その他業務関係】 ○ 当該特定技能外国人が従事できる業務の内容は、厚生労働大臣が設置するビルクリーニング分野特定技能協議会（以下「協議会」という。）において定めています。詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09221.html)	【相談窓口】 ○ 特定技能外国人を受け入れようとする場合に当該外国人に従事させようとする業務がビルクリーニング分野に該当するか否か不明な場合の問合せ先は次のとおりです。 厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 TEL 03(5253)1111（内線：2182） URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09221.html
8	P.6	【確認対象の書類】 ○1つ目 ○2つ目	【確認対象の書類】 ○ 1号特定技能外国人に従事させる業務が建築物内部の清掃である旨の誓約書（「ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第2-1号）」誓約事項1） ○ 2号特定技能外国人に従事させる業務が建設物内部	【確認対象の書類】 ○ ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第2-1号） （削除）

			の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務である旨の誓約書（「ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第2－1号）」誓約事項2）	
9	P.8	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等 【関係規定】 分野別運用方針（抜粋）	分野別運用方針（抜粋） 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 ビルクリーニング分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者（2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者）とする。 また、特定技能1号の在留資格については、ビルクリーニング分野の第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。 (1) 1号特定技能外国人 ア 技能水準（試験区分） 「ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験」 イ 日本語能力水準 (ア)「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」 (イ) そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの (2) 2号特定技能外国人 技能水準（試験区分及び実務経験） ア 試験区分	分野別運用方針（抜粋） 第二 特定技能制度に関する事項 1 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 (1) 1号特定技能外国人 ビルクリーニング分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア及びイに定める試験に合格した者とする。 ア 技能水準 ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験 イ 日本語能力水準 「日本語教育の参照枠」のA2.2相当以上の水準と認められるもの (2) 2号特定技能外国人 ビルクリーニング分野において特定技能2号の在留資格で受け入れる外国人は次のア（ア）及びイに定める試験に合格した者であり、かつ、ア（イ）に定める実務経験の要件も満たす者とする。 ア 技能水準 (ア) 技能水準 次のいずれかの試験 ① ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験

			「ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験」又は「技能検定1級（ビルクリーニング）」 イ 実務経験 建築物衛生法第2条第1項に規定する特定建築物の建築物内部の清掃又は同法第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業若しくは同項第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所が行う建築物（住居を除く。）内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者としての実務経験を要件とする。	② 技能検定1級（ビルクリーニング） （イ）実務経験 建築物衛生法第2条第1項に規定する特定建築物の建築物内部の清掃又は同法第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業若しくは同項第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所が行う建築物（住宅を除く。）内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者としての実務経験を要件とする。 イ 日本語能力水準「日本語教育の参照枠」のB1相当以上の水準と認められるもの
10	P.9	分野別運用要領（抜粋）	分野別運用要領（抜粋） 第1 特定技能産業分野において認められる人材の基準に関する事項 1. 技能水準及び評価方法等 （2）「ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験」又は「技能検定1級」（運用方針3（2）アの試験区分） ア 技能水準及び評価方法（特定技能2号）（技能水準） 「ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験」又は「技能検定1級」の合格及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物の建築物内部の清掃又は同法第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業若しくは同項第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所が行う建築	（削除）

			物（住宅を除く。）内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者としての実務経験を2年以上有することを要件とする（注）。 （中略） （注）令和5年6月9日の運用要領改正の時点で、ビルクリーニング分野の1号特定技能外国人として本邦に在留する者については、同日以前の期間に関しては、建築物（住宅を除く。）内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者として就労していたかに関わらず、当該者に該当していたものとして取り扱う。 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価 （1）「ビルクリーニング職種、ビルクリーニング作業」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能と、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能は、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行うなどの点において、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、ビルクリーニング業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1（1）の試験を免除する。 （2）職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好	
--	--	--	--	--

			に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2（1）及び（2）の試験を免除する。	
1 1	P.9	【1号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】 ○1つ目 ○2つ目	○ 1号特定技能外国人としてビルクリーニング分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された特定技能1号評価試験及び日本語試験の合格が必要です。 ○ また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、ビルクリーニング職種・ビルクリーニング作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験等が免除されます。	【1号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】 ○ 「ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験」（分野別運用方針第二1（1）アの試験区分） 当該試験は、多数の利用者が利用する建築物（住宅を除く。）の内部を対象に、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、作業手順に基づき、自らの判断により、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を遂行できるレベルであることを認定するものであり、この試験の合格者は、ビルクリーニング分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められます。 ○ 「日本語教育の参照枠」A2.2相当以上 ※ 以下のいずれかの試験の合格 ・ 国際交流基金日本語基礎テスト（J F T－B a s i c）A2.2相当以上 ・ 日本語能力試験（J L P T）N4以上 ※ 特定技能1号の在留資格を得るためには基本的には、必要な水準の技能及び日本語能力を有していることの証明が求められます。もっとも、技能実習2号を良好に修了し、当該技能実習で修得した技能と、特定技能1号で従事しようとする業務において要する技能に関連性が認められる場合には、令和9年4月1日以降も当面の間、当該特定技

			○ ビルクリーニング職種・ビルクリーニング作業以外の技能実習2号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。	能1号に係る要件として必要な水準の技能及び日本語能力を有していることの証明は要しません（対象となる技能実習2号の職種・作業については別表参照。）。 また、技能実習2号を良好に修了したものの、当該技能実習で修得した技能と特定技能1号で従事しようとする業務において要する技能に関連性が認められない場合には、当該特定技能1号に係る要件として必要な水準の技能を有していることの証明は必要ですが、日本語能力については、当面の間、これらの事実をもって必要な日本語能力を有していることが証明されたこととします（別途証明は不要です。）。 （削除）
12	P.10	【2号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】 ○1つ目	○ 2号特定技能外国人については、本要領別表に記載された技能試験の合格に加えて、建築物衛生法第2条第1項に規定する特定建築物の建築物内部の清掃又は同法第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業若しくは同項第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所が行う建築物（住宅を除く。）内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者としての実務経験を2年以上有することが必要です。	【2号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】 ○ 「ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験」又は「技能検定1級」（分野別運用方針第二1（2）アの試験区分） ・ 「ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験」は、建築物（住宅を除く。）内部の清掃を自らの判断で適切な方法等で行い、複数の作業員を指導しながら現場を管理し、同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務を行うことができる技能を有する者であることを認定するものであり、「技能検定1級」

			なお、「現場を管理する者としての実務経験」とは、作業管理、労務管理、安全衛生管理等の業務に従事している経験であり、具体的には協議会において定めます。詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09221.html)	は、上級の技能労働者が通常有すべき技能を有する者であることを認定するものであり、これらの試験の合格者（かつ、以下の実務経験の基準を満たす者）は、ビルクリーニング分野において熟練した技能を有するものと認められます。 ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号。以下、「建築物衛生法」という。）第 2 条第 1 項に規定する特定建築物の建築物内部の清掃又は同法第 12 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する建築物清掃業若しくは同項第 8 号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所が行う建築物（住宅を除く。）内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者としての実務経験を 2 年以上有すること（※）が求められます。 ※ 令和 5 年 6 月 9 日の運用要領改正の時点で、ビルクリーニング分野の 1 号特定技能外国人として本邦に在留する者については、同日以前の期間に関しては、建築物（住宅を除く。）内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者として就労していたかに関わらず、当該者に該当していたものとして取り扱う。なお、「現場を管理する者としての実務経験」とは、作業管理、労務管理、安全衛生管理等の業務に従事している経験であり、具体的には協議会において定めます。詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。 (URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_
--	--	--	---	--

		○2つ目	(新設)	09221.html) ○ 「日本語教育の参照枠」 B 1 相当以上 (※) ※ 以下の試験の合格 ・ 日本語能力試験 (J L P T) N 3 以上 ※ C E F R の B 1 相当以上を判定された場合に限る。 ※ 令和 9 年 4 月 1 日以降、特定技能 2 号においては「日本語教育の参照枠」 B 1 相当以上が求められますが、その取扱いについては別途お知らせします。
1 3	P.1 1	【確認対象の書類】 ○1つ目	【確認対象の書類】 <特定技能 1 号の場合> ○ 試験合格者の場合 ・ ビルクリーニング分野特定技能 1 号評価試験の合格証明書の写し ・ 日本語能力を証するものとして次のいずれか 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し - 日本語能力試験 (N 4 以上) の合格証明書の写し *ただし、修了した技能実習 2 号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習 2 号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験 (N 4 以上) のいずれの試験も免除されます。 <特定技能 2 号の場合>	【確認対象の書類】 <特定技能 1 号の場合> ○ 試験合格者の場合 ・ ビルクリーニング分野特定技能 1 号評価試験の合格証明書の写し ・ 日本語能力を証するものとして次のいずれか 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し 日本語能力試験 (N 4 以上) の合格証明書の写し *ただし、修了した技能実習 2 号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習 2 号を良好に修了した者は、この事実及び技能に係る試験の合格をもってビルクリーニング分野において特定技能 1 号として業務に従事する上で必要とされる日本語能力を有していることが証明されたこととしますので、別途国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験 (N 4 以上) を受験し、合格する必要はありません。 <特定技能 2 号の場合>

		○5つ目	(新設)	○ 日本語能力を証するものとして次のもの 日本語能力試験（N3以上）の合格証明書の写し（C E F RのB1相当以上を判定された場合に限る。） *令和9年4月1日以降、特定技能2号においては「日本語教育の参照枠」B1相当以上が求められますが、その取扱いについては別途お知らせします。
14	P.12	【留意事項】 ○1つ目 ○2つ目 ○3つ目	【留意事項】 ＜特定技能1号＞ ○ 技能実習2号を良好に修了したとして試験の合格の免除を受けたい場合には、技能実習2号を良好に修了したことを証するものとして、技能実習2号修了時の ビルクリーニング技能検定（3級） の実技試験の合格証明書の提出が必要です。 ○ ビルクリーニング技能検定（3級） の実技試験に合格していない場合（技能実習法施行前の旧制度の技能実習生を含む。）には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。 ＜特定技能2号＞ ○ 「現場を管理する者としての実務経験」について、ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験の合格者は、受検の際に、当該実務経験の有無を 試験実施機関 が確認します。地方出入国在留管理局に対する在留資格諸申請の際に、ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験の合格証明書の写しを提出することにより、当該実務経験を有する者と認められます。	【留意事項】 ＜特定技能1号＞ ○ 技能実習2号を良好に修了したとして 技能 試験の合格等の免除を受けたい場合には、当該技能実習2号を良好に修了したことを証するものとして、【確認対象の書類】 に掲げた技能実習2号修了時の技能検定3級の実技試験の合格証明書の提出が必要です。 ○ 技能検定3級の実技試験に合格していない場合（技能実習法施行前の旧制度の技能実習生を含む。）には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。 ＜特定技能2号＞ ○ ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験は、受検の際に、実務経験の有無を確認します。

		○4つ目	○ 技能検定1級（ビルクリーニング）の合格者については、ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験の合格者との均衡を図る観点から、当該実務経験の有無について、試験実施機関が確認します。地方出入国在留管理局に対する在留資格諸申請の際に、試験実施機関が発行する「特定技能2号移行要件に係る実務経験適合証明書」の写しを提出することにより、当該実務経験を有するものと認められます。	○ 技能検定1級の合格者については、実務経験の有無について、試験実施機関が確認し、「特定技能2号移行要件に係る実務経験適合証明書」を発行します。
15	P.13	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 【関係規定】 告示第2条	告示第2条 ビルクリーニング分野における特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号）第2条第1項第13号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次の各号のいずれにも該当することとする。 一 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業の登録を受けた営業所において出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人又は同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動を行おうとする外国人を受け入れることとしていること。 二 厚生労働大臣が設置するビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下この条において「協議会」という。）の構成員であること。	告示第2条 ビルクリーニング分野における特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号）第2条第1項第13号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次の各号のいずれにも該当することとする。 一 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業の登録を受けた営業所において出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人又は同欄第2号に掲げる活動を行おうとする外国人を受け入れることとしていること。 二 厚生労働大臣が設置するビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下この条において「協議会」という。）の構成員であること。 三 協議会において協議が調った事項に関する措置を

			三 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。 四 協議会に対し、必要な協力を行うこと。 五 ビルクリーニング分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこと。	講ずること。 四 協議会に対し、必要な協力を行うこと。 五 ビルクリーニング分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこと。 六 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人をビルクリーニング分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。
16	P.13	【特定技能所属機関及び事業所】 ○2つ目	○ 特定技能外国人を、建築物衛生法第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業若しくは同項第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所で受け入れることが要件の一つとなっています。 登録は特定技能所属機関の法人単位ではなく、営業所単位でなされます。登録は都道府県知事が行いますので、登録の手続きについては、営業所の所在地を管轄する都道府県生活衛生担当部署にお問い合わせください。なお、当該登録は、建築物衛生法第12条の2第4項により有効期限が6年と定められています。継続して特定技能外国人を受け入れる場合は、更新することが当然に必要であり、更新されなかった場合は、要件を満たさないこととなります。	【特定技能所属機関及び事業所】 ○ 特定技能外国人を、建築物衛生法第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業若しくは同項第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所で受け入れることが要件の一つとなっています。

		○3つ目 ○4つ目 ○5つ目 ○6つ目	(新設) (新設) (新設) (新設)	○ 登録は特定技能所属機関の法人単位では無く、営業所単位でなされます。 ○ 登録は都道府県知事が行いますので、登録の手続については、営業所の所在地を管轄する都道府県生活衛生担当部署にお問い合わせください。なお、当該登録は、建築物衛生法第12条の2第4項により有効期限が6年と定められています。 ○ 継続して特定技能外国人を受け入れる場合は、更新することが当然に必要であり、更新されなかった場合は、要件を満たさないこととなります。 ○ 特定技能外国人との間で締結された雇用契約に基づき特定技能外国人をビルクリーニング分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務の経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供しなければならず、これを行わない場合は、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
17	P.14	【協議会】 ○1つ目	○ ビルクリーニング分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、厚生労働大臣が設置するビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入し、加入後は、協議会に対し、必要な協力を行うなど	【協議会】 ○ 厚生労働省は、ビルクリーニング分野の特定技能所属機関、業界団体、試験実施主体、制度関係機関その他の関係者により構成されるビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会を組織することとされています。

			しなければなりません。 ○ また、協議会では、特定技能外国人の適正な受入れ及び特定技能外国人の保護を図るため、ビルクリーニング分野に特有の事情に鑑み、固有の措置の設定について協議を行います。特定技能所属機関は、協議会において協議が調った事項に関する措置を講じることが必要です。 ○ 3つ目 (新設) ○ 6つ目 ○ なお、協議会に関する詳細は、以下の厚生労働省のホームページ※をご覧ください。 ※ ビルクリーニング分野における新たな外国人材の受入れ（在留資格「特定技能」について） URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09221.	○ 協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、ビルクリーニング分野に特有の事情に応じた固有の措置の設定等について協議を行います。 ○ ビルクリーニング分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、特定技能所属機関は、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、協議会に加入し、協議会で協議が調った措置を講じるとともに、次の事項について必要な協力を行う必要があります。 ① 特定技能外国人の受入れに係る状況の全体的な把握 ② 問題発生時の対応 ③ 法令遵守の啓発 ④ 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援 ⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析等 ○ なお、協議会に関する詳細は、以下の厚生労働省のホームページをご覧ください。 (URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09221.html)
--	--	--	---	--

			html	
18	P.15	【確認対象の書類】 ○1つ目 ○2つ目 ○3つ目	【確認対象の書類】 ○ ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書 ※令和6年6月15日より前において、初めて1号特定技能外国人を受け入れる場合は【留意事項】○2つ目を参照してください。 ○ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号に規定する事業又は第8号に規定する事業の登録を受けている営業所において、特定技能外国人を受け入れる旨の誓約書（「ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第2-1号）」誓約事項4） ○ 特定技能外国人を受け入れる営業所が「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていることを証する文書（注）（「建築物清掃業登録証明書」又は「建築物環境衛生総合管理業登録証明書」（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）様式第6号）） （注）当該登録を受けていることが記載された「ビルクリーニング分野特定技能協議会構成員資格証明書」を提出している場合は提出不要。ただし、当該登録の有効期限が切れている場合は、当該登録を更新の上、「ビルクリーニング分野特定技能協議会構成員資格証明書」の再発行が必要	【確認対象の書類】 ○ ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書 ○ ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第2-1号） ○ 特定技能外国人を受け入れる営業所が「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていることを証する文書（*）（「建築物清掃業登録証明書」又は「建築物環境衛生総合管理業登録証明書」（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）様式第6号）） * 当該登録を受けていることが記載された「ビルクリーニング分野特定技能協議会構成員資格証明書」を提出している場合は提出不要。ただし、当該登録の有効期限が切れている場合は、当該登録を更新の上、「ビルクリーニング分野特定技能協議会構成員資格証明書」の再発行が必要。

			○ 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じる旨の誓約書（「ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第2-1号）」誓約事項6） ○ 協議会に対し、必要な協力を行う旨の誓約書（「ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第2-1号）」誓約事項7） ○ ビルクリーニング分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行う旨の誓約書（「ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第2-1号）」誓約事項8）	（削除） （削除） （削除）
19	P.15		【留意事項】 ○ 令和6年6月15日以降、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際には、初めて1号特定技能外国人を受け入れる場合であっても、ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることを明らかにする書類の提出が必要です。 ○ 令和6年6月15日より前においては、 ・ 特定技能所属機関が、初めて1号特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する	【留意事項】 （削除） （削除）

			在留諸申請の際に、当該 1 号特定技能外国人の入国後 4 か月以内にビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。 ※ 誓約書（改正前の分野参考様式第 2－1 号）については、出入国在留管理庁ホームページに掲載しています。 ・ 特定技能所属機関が、2 回目以降に受け入れる 1 号特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて 1 号特定技能外国人を受け入れてから 4 か月以内の申請を除く。）及びビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して受け入れた 1 号特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。	
20	P.17	第4 上陸許可に係る基準 【労働者派遣】	（新設）	【労働者派遣】
21	P.18	【確認対象の書類】	【確認対象の書類】 ○ 特定技能雇用契約において、特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第1号に規定する労働者派遣の対象としないことを定める旨の誓約書（「ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓	【確認対象の書類】 ○ ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第 2－1 号）

			約書（分野参考様式第2－1号）」誓約事項3）	
22	P.19	第5 育成・キャリア形成プログラム 分野別運用方針（抜粋）	（新設）	分野別運用方針（抜粋） 第一 特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項 4 その他特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に共通する重要事項 （1）特定技能外国人及び育成就労外国人のキャリア形成等に関する事項 厚生労働省は、関係業界等と協働して、育成就労、特定技能1号及び特定技能2号に係る専門技能や日本語能力等の修得を内容とするビルクリーニング分野における「育成・キャリア形成プログラム（以下「育成プログラム」という。）」を策定する。 ビルクリーニング分野における育成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとするを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。 ① 特定技能外国人又は育成就労外国人が目指すレベル（求められる役割・作業） ② 習得する専門技能・日本語能力 ③ キャリアアップに向けた経験（現場管理等）
23	P.19	第5 育成・キャリア形成プログラム ○1つ目	（新設）	○ ビルクリーニング分野における育成プログラムは、特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとするを基本とし、特定技能外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとする

					もに、関係業界及び特定技能所属機関等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針となります。																																																			
		○2つ目	(新設)		○ ビルクリーニング分野における育成プログラムは、厚生労働省のホームページに掲載されますので、適切に参照し活用してください。																																																			
24	別表		<table><tr><th colspan="6">別表(ビルクリーニング)</th></tr><tr><th rowspan="2">共通(特定技能1号・2号)</th><th colspan="4">特定技能1号</th><th>特定技能2号</th></tr><tr><th>技能水準及び評価方法等</th><th>日本語能力水準及び評価方法等</th><th colspan="2">試験免除等となる技能実習2号</th><th>技能水準及び評価方法等</th></tr><tr><th>特定技能外国人が従事する業務区分</th><th></th><th></th><th>職種</th><th>作業</th><th></th></tr><tr><td>【特定技能1号】 建築物内部の清掃</td><td>ビルクリーニング分野 特定技能1号評価試験</td><td>国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)</td><td>ビルクリーニング</td><td>ビルクリーニング</td><td></td></tr><tr><td>【特定技能2号】 建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>ビルクリーニング分野 特定技能2号評価試験 技能検定1級 (ビルクリーニング)</td></tr></table> (注)修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。 (注)特定技能2号については、技能試験の合格に加えて、実務経験要件(建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条第1項に規定する特定建築物の建築物内部の清掃又は同法第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業務)又は同法第9号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所が行う建築物(住宅を除く。)内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者としての2年以上の実務経験)が課せられています。	別表(ビルクリーニング)						共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等	特定技能外国人が従事する業務区分			職種	作業		【特定技能1号】 建築物内部の清掃	ビルクリーニング分野 特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	ビルクリーニング	ビルクリーニング		【特定技能2号】 建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務					ビルクリーニング分野 特定技能2号評価試験 技能検定1級 (ビルクリーニング)	<table><tr><th colspan="2">業務区分及び特定技能外国人が従事する業務</th><th>技能水準及び評価方法等</th><th>日本語能力水準及び評価方法等</th><th>令和9年4月1日以降も自分の職、技能水準及び日本語能力水準の試験の免除となる技能実習2号</th></tr><tr><td>特定技能1号</td><td></td><td>建築物内部の清掃を、場所等の性質に応じた技術等を選択し、自らの作業で行う業務</td><td>ビルクリーニング分野 特定技能1号評価試験の合格</td><td>【日本国政府の承認】(A2.2相当以上) 国際交流基金日本語基礎テスト (JLPT-N3)以上 又は 日本語能力試験(JLPT)N4以上</td><td>【職種】ビルクリーニング 【作業】ビルクリーニング</td></tr><tr><td>特定技能2号</td><td>ビルクリーニング</td><td>建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務</td><td>① ②のいずれも満たすこと。 ① ビルクリーニング分野 特定技能2号評価試験 ② 実務試験(建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条第1項に規定する特定建築物の建築物内部の清掃又は同法第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業務)又は同法第9号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所が行う建築物(住宅を除く。)内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者としての2年以上の実務経験)</td><td>【日本国政府の承認】(B1相当以上) 日本語能力試験(JLPT)N3以上 (CEFR2019)相当以上を判定された場合に限り)</td><td>—</td></tr></table>	業務区分及び特定技能外国人が従事する業務		技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	令和9年4月1日以降も自分の職、技能水準及び日本語能力水準の試験の免除となる技能実習2号	特定技能1号		建築物内部の清掃を、場所等の性質に応じた技術等を選択し、自らの作業で行う業務	ビルクリーニング分野 特定技能1号評価試験の合格	【日本国政府の承認】(A2.2相当以上) 国際交流基金日本語基礎テスト (JLPT-N3)以上 又は 日本語能力試験(JLPT)N4以上	【職種】ビルクリーニング 【作業】ビルクリーニング	特定技能2号	ビルクリーニング	建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務	① ②のいずれも満たすこと。 ① ビルクリーニング分野 特定技能2号評価試験 ② 実務試験(建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条第1項に規定する特定建築物の建築物内部の清掃又は同法第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業務)又は同法第9号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所が行う建築物(住宅を除く。)内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者としての2年以上の実務経験)	【日本国政府の承認】(B1相当以上) 日本語能力試験(JLPT)N3以上 (CEFR2019)相当以上を判定された場合に限り)	—
別表(ビルクリーニング)																																																								
共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号																																																			
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等																																																			
特定技能外国人が従事する業務区分			職種	作業																																																				
【特定技能1号】 建築物内部の清掃	ビルクリーニング分野 特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	ビルクリーニング	ビルクリーニング																																																				
【特定技能2号】 建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務					ビルクリーニング分野 特定技能2号評価試験 技能検定1級 (ビルクリーニング)																																																			
業務区分及び特定技能外国人が従事する業務		技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	令和9年4月1日以降も自分の職、技能水準及び日本語能力水準の試験の免除となる技能実習2号																																																				
特定技能1号		建築物内部の清掃を、場所等の性質に応じた技術等を選択し、自らの作業で行う業務	ビルクリーニング分野 特定技能1号評価試験の合格	【日本国政府の承認】(A2.2相当以上) 国際交流基金日本語基礎テスト (JLPT-N3)以上 又は 日本語能力試験(JLPT)N4以上	【職種】ビルクリーニング 【作業】ビルクリーニング																																																			
特定技能2号	ビルクリーニング	建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務	① ②のいずれも満たすこと。 ① ビルクリーニング分野 特定技能2号評価試験 ② 実務試験(建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条第1項に規定する特定建築物の建築物内部の清掃又は同法第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業務)又は同法第9号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所が行う建築物(住宅を除く。)内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者としての2年以上の実務経験)	【日本国政府の承認】(B1相当以上) 日本語能力試験(JLPT)N3以上 (CEFR2019)相当以上を判定された場合に限り)	—																																																			

25	分野参考様式第2-1号	ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書	分野参考様式第2-1号 ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書 出入国在留管理庁長官 殿 特定技能所属機関 氏名又は名称 住 所 特定技能外国人 氏 名 性 別 国 籍 ・ 地 域 生 年 月 日 記 ビルクリーニング分野において上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。 【誓約事項】 1. 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、建築物内部の清掃であること。 2. 2号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第2号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、建設物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務であること。 3. 特定技能雇用契約において特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。 4. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号に規定する事業又は第8号に規定する事業の登録を受けた営業所において、特定技能外国人を受け入れること。 5. 厚生労働大臣が設置するビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。 6. 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じること。 7. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。 8. ビルクリーニング分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこと。 （注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。 作成年月日 年 月 日 作成責任者	分野参考様式第2-1号 ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書 出入国在留管理庁長官 殿 特定技能所属機関 氏名又は名称 住 所 特定技能外国人 氏 名 性 別 国 籍 ・ 地 域 生 年 月 日 記 ビルクリーニング分野において上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。 【誓約事項】 1. 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、建築物内部の清掃であること。 2. 2号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第2号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務であること。 3. 特定技能雇用契約において特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。 4. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号に規定する事業又は第8号に規定する事業の登録を受けた営業所において、特定技能外国人を受け入れること。 5. 厚生労働大臣が設置するビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。 6. 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じること。 7. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。 8. ビルクリーニング分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこと。 9. 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人をビルクリーニング分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。 （注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。 作成年月日 年 月 日 作成責任者
----	-------------	----------------------------------	--	---